

亀山市告示第147号

亀山市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、民間保育所等が性被害防止対策を図るために要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における性被害を防止し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所で、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

2 この告示において「性被害防止対策に係る設備等支援事業」とは、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライト等の設備の購入又は更新を行う事業をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、性被害防止対策に係る設備等支援事業を行う民間保育所等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、100,000円と民間保育所等が性被害防止対策に係る設備等支援事業に要した費用の額とを比較して、いずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内において市長が定める。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日以後に実施した性被害防止対策に係る設備等支援事業について適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。